

専門研修（放課後児童コース）カリキュラムの設定に当たっての基本的な考え方
【前回の議論を踏まえての整理】

- 放課後児童支援員の業務を補助員も原則としてすべて担うという考え方を基本として、科目設定を考える必要があるのではないか。
- 放課後児童支援員の認定資格研修の研修項目・科目を幅広く取り入れて、全体をコンパクトにして設定する必要があるのではないか。
- 以前子育てをした、教育を受けた価値観にとらわれることなく支援者として関わっていただくことが重要であり、新たな子ども観や子育て環境の変化などを理解してもらうような科目設定を考える必要があるのではないか。
- 一般の方が主な対象となる子育て支援員の研修であるため、ハードルは高くない方が受講しやすいのではないか。

今後の検討課題

- 対人援助の受容と傾聴という基本的な姿勢を学ぶためにはロールプレイなどの演習が必要だと考えるが、基本研修でそれを行わないのであれば、専門研修で取り入れる必要があるのではないか。
- 実施主体を、子育て支援員基本研修と同様に、都道府県又は市町村とするのか、都道府県又は市町村のどちらかに限定するのか等の検討が必要ではないか。

都道府県認定資格研修【16科目（24時間）】

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
 - ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2. 子どもを理解するための基礎知識
 - ④ 子どもの発達理解
 - ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
 - ⑥ 障害のある子どもの理解
 - ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
 - ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
 - ⑩ 障害のある子どもの育成支援
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
 - ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
 - ⑫ 学校・地域との連携
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
 - ⑬ 子どもの生活面における対応
 - ⑭ 安全対策・緊急時対応
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
 - ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
 - ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と職場倫理

子育て支援員基本研修（素案）
【8科目（8時間）※1時間の演習科目を含む】



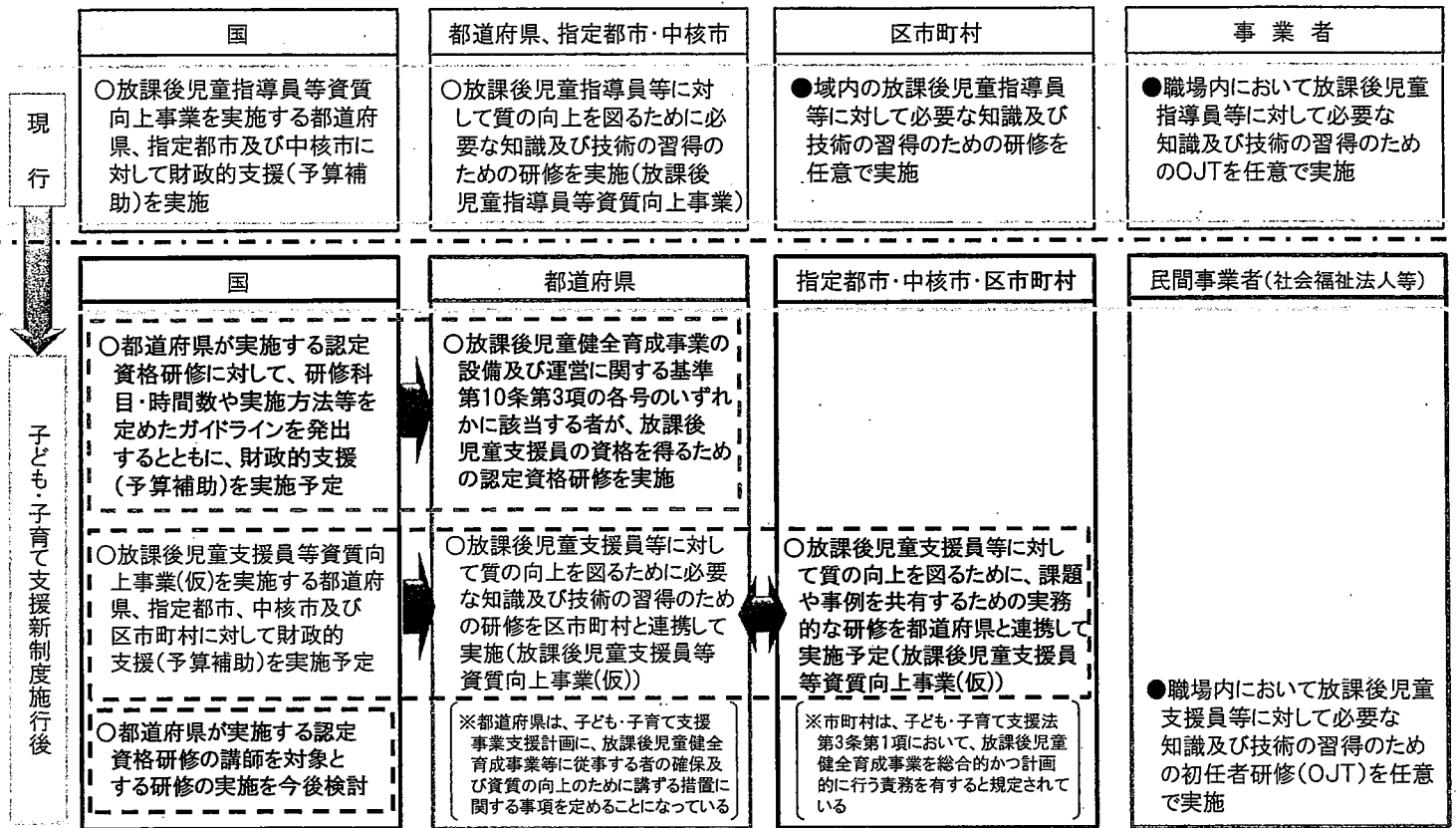
専門研修（放課後児童コース）の項目・科目・時間数
【6科目（9時間）】（案）

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
 - ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等
2. 子どもを理解するための基礎知識
 - ③ 子どもの発達理解と児童期(6歳～12歳)の生活と発達
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
 - ④ 子どもの生活と遊びの理解と支援
4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
 - ⑤ 子どもの生活面における対応等
5. 放課後児童クラブに従事する者として求められる役割・機能
 - ⑥ 放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理

全科目【合計14科目（17時間）】を履修

子育て支援員・基本研修及び専門研修
（放課後児童コース）修了

- 現行の放課後児童指導員等に研修については、都道府県・指定都市・中核市が実施主体となっており、必要な知識及び技術の習得のための現任研修を実施し、国が財政的支援を行っている。
- 平成27年4月に本格施行を予定している子ども・子育て支援新制度の下では、都道府県に放課後児童支援員の認定資格研修の実施が義務化されること等に伴い、現任研修の実施方法等の体系的な整理が必要となる。



研修体系を整理する上での主な論点

- 社会保障審議会児童部会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」報告書(平成25年12月25日)において、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理する必要がある事項として、「職員の資質の向上のための体系的な研修制度の在り方、実施体制」が挙げられているところ。
- 都道府県に、放課後児童支援員の認定資格研修の実施が義務化されることに伴い、事務量の増加等が見込まれるが、子ども・子育て支援新制度の下では、都道府県は放課後児童健全育成事業を含む地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を、子ども・子育て支援事業支援計画に定めなければならないことになっており、資質の向上のための現任研修の実施が求められている中で、都道府県の役割についてどのように考えるか。
- 子ども・子育て支援新制度の下では、区市町村が、放課後児童健全育成事業を含む地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う責務を有するとされ、事業の実施主体としての位置づけが明確化されたところであるが、指定都市及び中核市以外の区市町村にも、身近な場所で効果的かつ効率的に研修が実施できる体制を整備していくことが望ましいと考えられるが、区市町村の役割についてどのように考えるか。
- 初任者研修、中堅者研修、指導者研修など、放課後児童支援員等の経験年数やスキルに応じた適時適切な研修体系にしていくことが、事業全体の質の向上を図る上でも必要と考えるが、望ましい研修体系についてどのように考えるか。
- これまで実施してきた現任研修では、職場を離れての研修(OFF-JT)が基本とされてきたが、今後も、放課後児童支援員等の増加が見込まれる中、初任者への職場内での教育訓練(OJT)の実施や自ら学ぶ意欲のある者の自己研鑽のために、または職場環境や時間的な制約からOFF-JTなどに参加できない者への電子的情報技術(eラーニングなど)の活用の可能性についてどのように考えるか。
- 子育て支援員(仮称)の専門研修(放課後児童コース)との関係についてどのように考えるか。